

# 1 研究の概要

## (1) 研究主題

人権教育における知的理解と人権感覚の育成を目指して  
－参加型学習を通じた主体的な学習の在り方－

## (2) 主題設定の趣旨

文部科学省が平成20年に公表した「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」では、「人権教育は、人権に関する知的理解と、人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力など様々な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育である」<sup>(1)</sup>と述べられています。また、このような人権教育を通じて培われるべき資質・能力を、知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面から捉えることができるとしています。このうち、知識的側面の資質・能力は、人権に関する知的理解に深く関わるものであり、価値的・態度的側面及び技能的側面の資質・能力は、人権感覚に深く関わるものであります。

知的理解を深めるための指導を行う際にも、「人権についての知識を単に一方的に教え込んだり、個々に学習させたりするだけでは十分でなく、児童生徒ができるだけ主体的に、他の児童生徒とも協力し合うような方法で学習に取り組めるよう工夫すること」<sup>(2)</sup>が求められます。また、人権感覚を育成する基礎となる価値的・態度的側面や技能的側面の資質・能力に関しては、「児童生徒が自ら主体的に、しかも学級の他の児童生徒たちとともに学習活動に参加し、協力的に活動し、体験することを通してはじめて身に付くといえる」<sup>(3)</sup>とされています。

同じく文部科学省が平成25年に公表した「人権教育の推進に関する取組状況の調査結果」では、人権教育担当者等向け研修において、従来型の講義・講演形態のものが多く、いわゆる参加的・体験的研修形態が十分に取り入れられていないことや、「協力的、参加的、体験的な学習」に取り組んでいない学校が約2割あることが示されています。その背景には、人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成を目指すべき人権教育においては単なる座学的方法にとどまらず、児童生徒が主体的に活動する「協力的、参加的、体験的な学習」が不可欠であるということが必ずしも十分に理解されていないと思われることが指摘されています。

また、同調査において、各学校における取組が、価値的・態度的側面に関する指導に、他の二つの側面の指導に比してかなり大きな力点が置かれていることも指摘されています。児童生徒が人権に関する知的理解を深め、人権感覚を高めることができるためには、これら三側面に関する指導が相互関連性を有して展開されなければなりません。

そこで、本研究では、この三側面の意義を踏まえ、指導のバランスをとりながら、児童生徒が自分で考え、行動する実践力を育むために、参加型学習を取り入れた学習指導の在り方を提案します。参加型学習とは、学習の課題の発見や学習の内容の選択等も含む領域に、児童生徒が主体的に参加することを基本的要素とし、児童は参加を通して、他者の意見を傾聴し、他者の痛みや苦しみを共感し、他者を尊重し、自分自身の決断と行為に対して責任を負うことなどの諸能力を発展させることができる、という学習です。この学習を通して児童生徒が主体的に学習を進めることで、人権感覚の育成を促進できると考え、本研究主題を設定しました。

**(3) 研究の目標**

人権教育を通じて培われるべき資質・能力の三側面（知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面）の意義を踏まえ、指導のバランスをとりながら、参加型学習を通して、自分で考え、行動する実践力を身に付ける児童生徒の育成を目指すとともに、適切な指導の在り方を探る。

**(4) 研究の方法**

- ア 人権教育を通じて培われるべき資質・能力に関する理論研究
- イ 参加型学習に関する理論研究と実践例の研究
- ウ 参加型学習を用いた授業実践および考察
- エ 参加型学習を適切に指導する教師の力量を高めるための職員研修の在り方についての研究

**(5) 研究の内容**

- ア 文献及び研究紀要を基に、人権教育を通じて培われるべき資質・能力に関する理論についての研究を行います。
- イ 文献及び研究紀要を基に、参加型学習に関する理論や実践についての研究を行います。
- ウ 参加型学習プログラムを作成し、実施、検証します。
- エ 参加型学習を適切に指導する教師の力量のための、参加的内容を取り入れた職員研修の提案を行います。

## 《引用文献》

- (1) (2) (3) 文部科学省 『人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕～指導等の在り方編～』 平成20年3月 p. 5、p. 27